学生の皆さんへ

2023 年 4 月
名古屋外国語大学
教務課・学生課

学 生 生 活 で の 留 意 点

1. 授業及び学習上で留意すること。

(1)授業中のマナー6項目の順守

①私語を慎む　②遅刻・中座・途中退席を慎む　③飲食をしない
④携帯電話は使用しない　⑤帽子をとる　⑥化粧をしない

(2)課題作成時のルールについて

課題を作成する際に、盗用や剽窃をしないこと。
インターネット等の通信網の発達により、様々な情報が容易に入手できるようになりました。しかし、インターネットや書籍等で開示されている情報には著作権のあるものが多く、それらから流用することは著作権を侵害するものとなり法的処罰の対象となります。またこのような他者からの流用は、大学生活における第三者(友人など)からの著作物(レポート等)のコピーなどもあてはまり、教育現場のみならず社会においても決して許されるものではなく、本学において処罰の対象となり得ます。学習は自己責任の下に行うものであることを再確認し、課題作成にあたってはこれらのルールを遵守してください。

(3)定期試験・レポート等での不正行為(カンニング等)は絶対にしないこと。

該当科目だけでなく全試験科目が無効となる場合があります。

2. NUFS Portal を毎日確認

NUFS Portal は、スマートフォンやパソコンからチェックできます。大学からのお知らせ(各種イベント開催案内等)、休講・補講や教室変更などの情報、奨学金に関する情報を入手できるので、毎日必ず確認してください。

3. キャンパス内分煙の徹底

20 歳未満の喫煙は法律で禁止されています。成人年齢が 18 歳に引き下げられましたが、喫煙は20歳になってからです。タバコの害は喫煙者が吸い込む煙(主流煙)より, その周りの人が吸い込む煙(副流煙)の方の害が大きいため非喫煙者にとっても深刻な問題です。是非、皆さんへ禁煙をお勧めします。また健康増進法第 25 条による受動喫煙防止の観点から本学でもキャンパス内分煙の徹底とともに、分煙キャンペーンを展開しています。キャンパス内では指定の場所以外での喫煙や歩行喫煙は厳禁です。(7 号館入口付近、大学周辺道路、6 号館前喫煙 BOX 外での喫煙も禁止)

4. 大学専用バスのマナー向上

バス車内での会話は控えていただくと共に、感染対策として平日(月曜～金曜)朝夕の混雑時(始発～11 時 00 分発、16 時 30 分～18 時 30 分発)はマスクの着用をお願いします。また、車内には高齢の教員、身体の不自由な学生のために優先席を設けています。バス発車までは優先席を空けておき、発車後に空席であれば着席するようにしてください。(地下鉄等の公共交通機関についても同様)

5. 薬物乱用防止

大麻(たいま)をはじめとする麻薬、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナーなどの不正使用によって、大学生が検挙される事件が相次いでいます。薬物は法律で禁止されており、使用するだけでなく、栽培や所持、譲渡することも犯罪として厳しく処罰されます。本学でもそのような行為を行った場合は、退学を含む厳しい処分を科します。(別紙、薬物乱用に対する資料を参照してください。)

6. 飲酒・アルコールについて

20 歳未満の飲酒は法律で禁止されています。成人年齢が 18 歳に引き下げられましたが、飲酒は20歳になってからです。20 歳以上でもイッキ飲み・飲酒の強制などは絶対にしないでください。急性アルコール中毒により死亡する例があります。また、車、オートバイ、自転車での飲酒運転についても厳禁です。

7. 「LINE、インスタグラム(Instagram)、ツイッター(Twitter)、フェイスブック(facebook)」などの SNS やブログ(Blog)への書き込みについて

SNS での投稿は身近な人だけが見ているわけではありません。全世界に向かって情報を発信しているのと同じことです。個人情報の漏洩、名誉棄損、プライバシー侵害、守秘義務違反などの点で問題となり、最悪の場合には、停学・退学、内定取り消し・法的処罰といった処分を受けることがあります。投稿際は、必ず一呼吸をおいてから投稿するようにしてください。また、過去の発言・書込みは永遠に残ります。あなた自身が削除しても、リツイートなどをされれば、ネット上からの完全な削除は不可能です。「今の軽率な発言」が「将来を潰してしまう可能性」があることを、重々承知してください。

8. カルト団体の勧誘に注意

本学では公認団体のみに勧誘を許可しています。それ以外の団体の勧誘等には注意してください。「オウム真理教・アレフ・ひかりの輪」といった“カルト団体”と関わってしまうと、セミナーや勉強会、ボランティアといった活動を通して徐々にマインドコントロールされ、資金集めや勧誘活動、テロ犯罪活動に手を染めてしまいかねません。日頃から不審な勧誘に中止してください。

※こんな「＃（ハッシュタグ）」に注意・・・＃春から〇〇大、＃自己啓発、＃自己分析、＃地方出身　等

9. 闇バイトに絶対に関わらない

昨今、大学生を含む若者が、SNS 等の利用を通じて「闇バイト」に応募し、強盗・特殊詐欺（オレオレ詐欺等）等の犯罪に加担し、逮捕される事案等が報道されています。甘い言葉に誘われて取り返しのつかないことになる前にしっかりと闇バイトについて理解してください。怪しいアルバイトがあったら、まずは疑ってみてください。楽をして大金を稼げるアルバイトは存在しないことを心に刻んでください。

10. 成人年齢の引き下げについて

2022 年 4 月より成人年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられました。もっとも、飲酒、喫煙、公営ギャンブルなどができる年齢は、20歳という年齢が維持されていますので、注意が必要です。成人年齢の引下げによって、18歳、19歳の方は、親の同意を得なくても、様々な契約をすることができるようになります。未成人者が親の同意を得ずに契約した場合には、原則として、契約を取り消すことができますが、未成人者取消権は未成人者を保護するためのものす。しかし、成人年齢が18歳に引き下げられたため、18歳、19歳の若者でも、親の同意なく一人で契約をすることができるようになる一方で、未成人者取消権を行使することができなくなるため、悪徳商法などによる消費者被害に遭うことが懸念されます。万が一、消費者トラブルに遭ってしまったら、消費者ホットライン（TEL188）にすぐに相談してください。

11. 自転車通学のマナー

近年、自転車が加害者になる交通事故が多発しています。自転車も道路交通法で規定された車両であり、事故の加害者になれば、損害賠償責任や罰金刑、懲役刑に処せられます。自転車の通学については、必ず自転車保険に加入すると共に、交通ルールを守り、安全運転を心がけてください（音楽プレイヤー等を大音量で聞きながらの乗車や携帯電話を使用しながらの乗車、道路の右側にある路側帯の通行も道路交通法違反となります）。また、愛知県では 2023 年 3 月下旬より「信号無視」と「一時不停止」の違反を対象に、「赤切符」の交付を積極的に進め、取り締まりを強化することとなりました。「赤切符」を交付されると検察庁に送られて刑事罰の対象として扱われ、一定期間内に繰り返し検挙された場合は講習の受講が義務づけられます。

12. 自動車通学の禁止

本学は学生の通学途上における交通事故の防止のため、自動車通学を禁止しています。しかし、違反する学生が後を絶たず、周辺の生活道路・店舗駐車場への無断駐車などへの苦情が絶えません。近年大学周辺は交通量が大変多く、路上駐車は不測の事故を招きかねません。また、周辺住宅地の狭い道路への駐車は、緊急車両（消防車・救急車など）の進入を阻むこともあります。学生の皆さんの自粛を強く促すとともに、違反者に対しては処分を科します。

13. オートバイ通学のマナー

近年、オートバイによる交通事故が多発しています。オートバイ（自動二輪車及び原付自転車含む）の通学については、必ず交通ルールを守り、安全運転に心がけてください。またオートバイで通学する学生は交通安全講習会に参加し登録を行ってください。

14. 社会規範・法規等の順守

決して反社会的な行動に及ぶことのないよう常々注意してください。万が一にも犯罪行為に手を染めることのないよう自重してください。学内においても規則・マナー・礼節について十分気をつけてください。

奨学金制度について

経済的な理由で修学に支障をきたす場合は、高等教育修学支援制度（授業料減免制度）、日本学生支援機構の奨学金制度があります。種類として「給付奨学金（返還不要）」、「第一種奨学金（無利子）」、「第二種奨学金（有利子）」の他、家計が急変し、奨学金が必要な場合の「家計急変採用（返還不要）」、「緊急採用（無利子）」、「応急採用（有利子）」があります。また、昨今の経済状況の悪化により、家計が急変し学費納入が困難になった学生を対象に「緊急経済支援（授業料減免）制度」を実施します。その他に地方公共団体及び民間団体の奨学金制度もあります。詳細については学生課まで問い合わせてください。

クラブ活動について

有意義な学生生活を送るためにも是非クラブ活動に加入してください。本学には公認 48 クラブと学生会執行委員会、合同祭実行委員会と 3 業界研究グループが存在します。仲間と切磋琢磨することで、自分の世界を拡げることに繋がります。また、生涯の友を得る貴重な場であること、そしていわゆる「ガクチカ」が身につき、就職活動にも大いに役立ちます。

以上